# 総 務 部 令和4年(2022年)2月18日調製

# 定例会提出予定案件資料

		ページ
1	令和3 (2021) 年度補正予算概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
2	令和4(2022)年度予算概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	$2\sim4$
3	函館市個人情報保護条例の一部を改正する条例の骨子 ・・・・・・・	$5\sim6$
4	職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の骨子 ・・・・・・・・	7 <b>~</b> 12
5	函館市恩給条例等の一部を改正する条例の制定の骨子・・・・・・・	13~15
6	包括外部監査契約の締結について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16

# 1 令和3(2021)年度補正予算概要

# 一般会計

[歳 出]

職員費 (単位:千円)

科 目	補 正 額	説明		特定財源	$\neg$
議会事務局	△ 2,604	職員給与費減 (△1人)	△ 2,604		٦
職員費					
一般部局	△ 178,615	職員給与費減	△ 85, 705		
職員費		特別職増(市長、副市長)	55		
		一般職減 △26人(△1人)	$\triangle$ 45, 366		
		緊急雇用対策分減(会計年度任用職員△17人)	△ 40, 394		
		嘱託報酬及び共済費増	233		
		退職手当減	△ 93, 143		
		普通退職者分増	28, 086		
		定年退職者分減	△ 121, 229		
教育委員会	△ 31, 585	職員給与費減	$\triangle$ 15, 958		
職員費		特別職増(教育長)	42		
		一般職減 △2人(△4人)	△ 38, 405		
		緊急雇用対策分(会計年度任用職員10人)	22, 405		
		退職手当減	$\triangle$ 15, 627		
		普通退職者分減	$\triangle$ 15, 627		
選挙管理委員会	△ 812	職員給与費減	△ 812		
職員費					
監查委員事務局	△ 3,914	職員給与費減	$\triangle$ 3, 914		
職員費		特別職増(常勤監査委員)	37		
		一般職減	△ 3, 951		
農業委員会	△ 322	職員給与費減	△ 322		
職員費					
消防	△ 71,065	職員給与費減	$\triangle$ 41, 506		
職員費		退職手当減	$\triangle$ 29, 559		
		普通退職者分減	△ 10,000		
		定年退職者分減	$\triangle$ 19,559		

※説明欄の()内の人員は、再任用短時間勤務職員およびパートタイム会計年度任用職員 (外数)である。

# [債務負担行為]

(変 更)

(単位:千円)

		(12:114)	
事項	補正前	補正後	
事	限度額	限度額	
本庁舎公用車管理等業務委託料	7, 155	6, 996	

# 2 令和4(2022)年度予算概要

一般会計

[歳 出]

総務費

(単位:千円)

総務質				(単位:千円)
科目	予 算 額	説明		特定財源
一般管理費	214, 582	表彰費	1,809	(道)
		表彰審議委員会委員報酬	30	防 災 対 策
		市功労賞表彰経費	711	事業費補助金
		市民貢献賞表彰経費	665	10,000
		市長賞表彰経費	403	(地方債)
		市制施行100周年記念関係経費		防災行政無線
		交際費	2,850	整備事業債
		北方領土復帰促進費	700	,
		核兵器廃絶平和都市推進経費		(その他)
		防災対策経費		広 告 収 入
		防災会議委員報酬	60	520
		防災意識普及啓発関係経費	14, 555	(その他)
		非常食、応急救護用資材購入費	11, 279	その他の雑入
		地域防災力強化経費	1, 414	7, 746
		防災訓練関係経費	3, 437	
		防災無線システム経費	14, 610	
		避難行動要支援者名簿システム関係経費	704	
		恵山火山対策経費	82	
		その他諸経費	2, 221	
		防災行政無線整備費	7, 700	
		包括外部監査委託料	11,000	
		文書・法規関係経費	5, 296	
		行政不服審査会委員報酬	120	
		公文書公開審査会委員報酬	25	
		個人情報保護運営審議会委員報酬	70	
		個人情報保護審査会委員報酬	50	
		市例規システム運用経費(債務負担行為分)	1, 700	
		文書廃棄所要経費	1, 092	
		その他諸経費	2, 239 14, 236	
		職員研修所要経費	,	
		職員厚生関係経費 職員厚生会交付金	28, 233 3, 474	
		~~ <b>,</b> , ,		
		職員安全衛生管理所要経費 職員健康診断・予防接種業務委託料	24, 556 22, 006	
		<ul><li>職員健康診例・予例接性素務安託性 (債務負担行為分 21,711、その他)</li></ul>	•	
		(債務員担11 (	2, 550	
		その他諸経費	2, 330	
		北海道市町村職員共済組合恩給条例給付払込金	108	
		行政事務関係経費	35, 449	
		人事・給与システム関係経費	35, 449	
		/ パザ 加サイバノ 4 因	00, 110	

科 目	予 算 額	説明		特定財源
		その他所要経費	47, 924	
		郵便料	8,653	
		施設間文書等集配業務委託料	15, 518	
		その他諸経費	23, 753	
庁 舎 管 理 費	544, 059	庁舎維持管理所要経費	371, 840	(その他)
		燃料費	16, 455	駐車場使用料
		電気料、水道料等	48, 910	3, 376
		電信電話料	20, 338	(その他)
		清掃、警備等委託料	185, 701	広 告 収 入
		本庁舎公用車管理等業務委託料	6, 996	150
		(債務負担行為分)		(その他)
		その他委託料	178, 705	庁 舎 維 持
		維持補修費	59, 919	管理費負担金
		本庁舎駐車場管理費	4, 352	1,820
		本庁舎駐車場自動管理システム使用料	597	
		(債務負担行為分)		
		その他管理費	3, 755	
		公用車集中管理費	23, 695	
		自動車損害保険料	5, 648	
		議場等会議システム関係経費	2, 366	
		その他諸経費	4, 456	
		本庁舎設備改修事業費	172, 219	
		外壁タイル改修工事費	118, 869	
		継続年度 令和2~4年度		
		ゴンドラ設備改修工事費(債務負担行為分)	53, 350	(-)
デジタル化推進費	562, 533	自治体DX関係経費	36, 755	
		情報システム標準化経費		デジタル基盤
		AI・ロボティクス等活用推進費		改革支援補助金
		ペーパーレス化推進費	19, 616	12, 100
		地域情報化推進費	86, 781	
		北海道電子自治体共同システム関係経費	5, 447	社会保障・
		北海道自治体情報セキュリティクラウド	10 111	税番号制度
		関係経費		個人番号カード
		庁内情報ネットワーク管理費		交付事業費
		電子自治体推進関係経費	2, 857	補助金
		電子計算機運用関係経費	438, 637	5, 748
》	20	地方公共団体情報システム機構負担金	360	
微 税 費	30	固定資産評価審査委員報酬	30	
 統計調査費	5. 004	<u></u> 各種統計調査所要経費	4, 836	(国)
	-, 1	学校基本調査費	104	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
		住宅・土地統計調査単位区設定費	1, 480	4, 836
		(従事者報酬 1,277、その他)	1, 100	1, 000
	I .	(VC ) H (VH) + 1 - 1 ( C )/ [H/		

科目	予 算 額	説明		特定財源
		就業構造基本調査費	3, 109	
		(従事者報酬 2,205、その他)		
		経済センサス調査区管理費	27	
		統計調查員確保対策事業費	116	
		その他所要経費	168	
大間原発訴訟費	6, 941	大間原発訴訟関係経費	6, 941	(その他)
				大間原発訴訟
				基金繰入金
				6, 941

職員費 (単位:千円)

				(井)(上 1 1 1 1 )
科 目	予 算 額	説明		特定財源
議会事務局	114, 845	職員給与費 14人(4人)	114, 845	
職員費				
一 般 部 局	11, 047, 525	職員給与費	9, 944, 356	(その他)
職員費		特別職(市長、副市長) 3人	53, 836	職員費振替収入
		一般職 1,236人(380人)	9, 843, 051	32, 700
		緊急雇用対策分(会計年度任用職員30人)	47, 469	
		嘱託報酬及び共済費 8人	20, 065	
		退職手当	1, 083, 104	
教育委員会	2, 418, 770	職員給与費	2, 391, 690	
職員費		特別職(教育長) 1人	15, 455	
		一般職 267人(316人)	2, 376, 235	
		退職手当	27, 080	
選挙管理委員会	64, 826	職員給与費 8人	64, 826	
職員費				
監査委員事務局	85, 713	職員給与費	85, 713	
職員費		特別職(常勤監査委員) 1人	13, 611	
		一般職 8人	72, 102	
農業委員会	11, 125	職員給与費 1人	11, 125	
職員費				
消防	3, 138, 891	職員給与費 390人(13人)	2, 891, 314	
職員費		退職手当	247, 577	

<sup>※</sup>説明欄の()内の人員は、再任用短時間勤務職員およびパートタイム会計年度任用職員 (外数)である。

### 3 函館市個人情報保護条例の一部を改正する条例の骨子

## (1) 条例改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い規定を整備するため

#### (2) 条例改正の内容

- ア 第8条の2第2項第2号中「第9条第4項」を「第9条第5項」 に改める。
- イ 第14条の2第1項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項」に改める。

#### (3) 条例の施行期日

第8条の2第2項の改正規定は公布の日から,第14条の2第1項の改正規定は令和4年4月1日から施行する。

#### 函館市個人情報保護条例 新旧対照表

現 行

改正案

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 (略)

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を収集した目的の範囲を超えて実施機関内部または 実施機関相互において保有特定個人情報 (情報提供等記録を除く。次項ならびに第 12条第4項から第6項までにおいて同じ。) の利用をすることができる。
  - (1) 人の生命、身体または財産に対する危険を避けるために必要がある場合であって、特定個人情報の当該個人の同意があり、または特定個人情報の当該個人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (2) 番号法<u>第9条第4項</u>の規定に基づく場 合
- 3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与 等)

第14条の2 第11条第1項の規定による開示 の請求(以下「開示請求」という。)に係 る保有個人情報に実施機関,国,独立行政 法人等(独立行政法人等の保有する個人情 報の保護に関する法律(平成15年法律第59 号) 第2条第1項に規定する独立行政法人 等をいう。),他の地方公共団体および地 方独立行政法人(地方独立行政法人法(平 成15年法律第118号) 第2条第1項に規定す る地方独立行政法人をいう。) ならびに開 示請求をした者以外の者(以下この条,第 17条の2および第17条の3において「第三 者」という。) に関する情報が含まれてい るときは、実施機関は、当該開示請求に対 する前条第1項の諾否の決定をするに当た って, 当該情報に係る第三者に対し, 意見 書を提出する機会を与えることができる。

2 (略)

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 (略)

2 (略)

- (1) (略)
- (2) 番号法<u>第9条第5項</u>の規定に基づく場 合
- 3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与 等)

第14条の2 第11条第1項の規定による開示 の請求(以下「開示請求」という。)に係 る保有個人情報に実施機関,国,独立行政 法人等(個人情報の保護に関する法律(平 成15年法律第57号)第2条第9項に規定す る独立行政法人等をいう。),他の地方公 共団体および地方独立行政法人(地方独立 行政法人法(平成15年法律第118号)第2条 第1項に規定する地方独立行政法人をい う。) ならびに開示請求をした者以外の者 (以下この条,第17条の2および第17条の 3において「第三者」という。) に関する 情報が含まれているときは、実施機関は、 当該開示請求に対する前条第1項の諾否の 決定をするに当たって, 当該情報に係る第 三者に対し、意見書を提出する機会を与え ることができる。

2 (略)

- 4 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の骨子
- (1) 条例改正の理由 職員の降給に関し必要な事項を定めるため
- (2) 条例改正の内容

ア 本条例の目的として、職員の意に反する降給処分を定めることを 加える。(第1条)

地方公務員法第27条第2項および第28条第3項の規定に基づいて降給の事由等を本条例で定めるものである。

なお、改正部分の各規定は、国家公務員の場合と同様の定めとする。

- イ 降給の種類を定める。(第1条の3)
  - (ア) 降格 当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に 変更すること
  - (4) 降号 当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更すること
- ウ 降格の事由を定める。(第1条の4)

次のいずれかに該当し必要があると認めるときは,当該職員を降 格するものとする。

- (7) 能力評価または業績評価の総合評語が最下位の段階である場合 その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認め られる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、な お勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職 員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難で あると認められるとき(同条第1号ア)
- (4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないことが明らかな場合(同条第1号イ)

- (ウ) 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき,当該適格性を欠くと認められる場合において,指導等の措置を行ったにもかかわらず,当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき(同条第1号ウ)
- (エ) 職制もしくは定数の改廃または予算の減少により職員の属する 職務の級の職の数に不足が生じた場合(同条第2号)
- エ 降号の事由を定める。(第1条の5)

能力評価または業績評価の総合評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められるが、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導等の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認められるとき

オ 降給の処分の手続きを定める。(第2条第5項)

降給の処分は、書面を当該職員に交付して行わなければならない ことを定める。

- カ 任命権者の受診命令に対し、職員が従う義務を明確にする規定の 整備をする。(第5条の2)
- キ 条件付採用期間中の職員の降給処分に関する事項を定める。

(第7条第3項および第4項)

降給の事由等は正式採用後の職員に係る事由に相当するものを規 定する。

(3) 条例の施行期日

令和4年4月1日

# 職員の分限に関する条例 新旧対照表

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項、第28条第3項および第4項ならびに第29条の2第2項の規定に基づき、休職の事由、職員の意に反する降任、免職および休職の手続および効果、失職の例外ならびに条件付採用期間中の職員の分限に関し、規定することを目的とする。

第1条の2 (略)

(新設)

(新設)

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項、第28条第3項および第4項ならびに第29条の2第2項の規定に基づき<u>、職員の意に反する休職および降給</u>の事由、職員の意に反する降任、免職<u>休職および降給の基準</u>手続および効果、失職の例外ならびに条件付採用期間中の職員の分限に関し、規定することを目的とする。

第1条の2 (略)

(降給の種類)

第1条の3 降給の種類は、降格(職員の意 に反して、当該職員の職務の級を同一の給 料表の下位の職務の級に変更することをい う。次条および第7条第3項において同 じ。)および降号(職員の意に反して、当 該職員の号給を同一の職務の級の下位の号 給に変更することをいう。第1条の5およ び第7条第4項において同じ。)とする。

(降格の事由)

- 第1条の4 任命権者は、職員が降任された 場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる 事由に該当する場合において、必要がある と認めるときは、当該職員を降格するもの とする。この場合において、第2号の規定 により職員のうちいずれを降格させるか は、任命権者が、勤務成績、勤務年数その 他の事実に基づき、公正に判断して定める ものとする。
  - (1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合(職員が降任された場合を除く。)
    - ア 職員の能力評価(職員がその職務を 遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下このアおよび第7条第1項第2号において同じ。)または業績評価(職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下このアにおいて同じ。)の総合評語(当該能力評価または当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号を

いう。)であつて任命権者が定めるところにより最終評価として決定されたものが最下位の段階である場合(次条および第2条第1項第1号において「定期評価の総合評語が最下位の段階である場合」という。)その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

- イ 任命権者が指定する医師によつて, 心身の故障があると診断され,その故 障のため職務の遂行に支障があり,ま たはこれに堪えないことが明らかな場 合
- ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行つたにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき(アおよびイに掲げる場合を除く。)。
- (2) 職制もしくは定数の改廃または予算の 減少により職員の属する職務の級の職の 数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第1条の5 任命権者は、職員の定期評価の総合評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導その他の市長が定める措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(降任, 免職, 休職および降給の基準および手続)

第2条 (略)

(新設)

(降任,免職および休職の基準および手続)

第2条 法第28条第1項第1号の規定により 職員を降任させ、または免職することがで きる場合は、次の各号のいずれかに該当す る場合であつて,指導その他の市長が定める措置を行つたにもかかわらず,勤務実績が不良なことが明らかなときとする。

- (1) 当該職員の能力評価(職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)または業績評価(職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)の総合評語(当該能力評価または当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号をいう。)であつて任命権者が定めるところにより最終評価として決定されたものが最下位の段階である場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか,当該職員の 勤務の状況を示す事実に基づき,勤務実 績がよくないと認められる場合

 $2 \sim 4$  (略)

5 職員の意に反する降任,免職<u>又は休職</u>の 処分は,その旨を記載した書面を当該職員 に交付して行わなければならない。

第3条~第5条 (略)

(新設)

#### 第6条 (略)

(条件付採用期間中の職員の特例)

- 第7条 条件付採用期間中の職員は、次の各 号のいずれかに該当する場合には、いつで も降任させ、または免職することができる。
  - (1) 法第28条第1項第4号に掲げる場合
  - (2) 特別評価(条件付採用を正式のものとするか否かについての判断のために行う能力評価をいう。)の総合評語(当該特別評価の結果を総括的に表示する記号をいう。)であつて任命権者が定めるところにより最終評価として決定されたものが下位の段階である場合または勤務と記が下位の段階である場合において、その職に別を認められる場合におくことが適当でないと認められるとき。

(1) <u>当該職員の定期評価の総合評語が最下</u> 位の段階である場合

(2) (略)

 $2 \sim 4$  (略)

5 職員の意に反する降任,免職<u>,休職および降給</u>の処分は,その旨を記載した書面を 当該職員に交付して行わなければならない。

第3条~第5条 (略)

(受診命令に従う義務)

第5条の2 職員は,第1条の4第1号イま たは第2条第2項もしくは第4項に規定す る診断を受けるよう命ぜられた場合には, これに従わなければならない。

第6条 (略)

(条件付採用期間中の職員の特例) 第7条 (略)

- (1) (略)
- (2) 特別評価(条件付採用を正式のものとするか否かについての判断のために行う能力評価をいう。)の総合評語(当該特別評価の結果を総括的に表示する記号をいう。)であつて任命権者が定めるところにより最終評価として決定されたものが下位の段階である場合 (第3項第1号 アおよび第4項において「特別評価の総合評語が下位の段階である場合」という。)または勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場

- (3) 心身に故障がある場合において、その職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められるとき。
- (4) 前2号に掲げる場合のほか、客観的事実に基づいてその職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められる場合 2 (略)
- 合において、その職に引き続き任用して おくことが適当でないと認められると き。
- (3) (略)
- (4) (略)
- 2 (略)
- 3 任命権者は、第1項の職員が降任された 場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる 事由に該当する場合において、必要がある と認めるときは、いつでも当該職員を降格 することができる。
  - (1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する 場合(第1項の職員が降任された場合を 除く。)
    - ア 第1項の職員の特別評価の総合評語が下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。
    - <u>イ</u> 心身の故障のため、職務の遂行に支 <u>障があり、またはこれに堪えないこと</u> が明らかである場合
    - ウ アまたはイに掲げる場合のほか、客 観的事実に基づいてその職務の級に 分類されている職務を遂行すること が困難であると認められるとき。
  - (2) 第1条の4第2号に掲げる事由
- 4 任命権者は、第1項の職員の特別評価の 総合評語が下位の段階である場合その他勤 務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよ くないと認められる場合であり、かつ、そ の職務の級に分類されている職務を遂行す ることが可能であると認められる場合であ つて、必要があると認めるときは、いつで も当該職員を降号することができる。

## 5 函館市恩給条例等の一部を改正する条例の制定の骨子

#### (1) 条例改正の理由

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴い、恩給権の処分禁止に関する規定を削除し、および民法の一部改正に伴い、成年年齢を引き下げる等の規定の整備をするため

#### (2) 条例改正の内容

- ア 令和4年4月1日施行の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給 担保金融に関する法律の一部が改正され、同社に対して条例に基 づく恩給権は担保できなくなることから、条例に記載されている ただし書きを削る。(第8条第1項)
- イ 令和4年4月1日施行の民法改正により成年年齢が20歳から 18歳に引き下がり、婚姻開始年齢が男女ともに18歳となるた め、規定の整備をする。(第38条,第40条第1項)
- ウ 恩給法等の一部を改正する法律(昭和51年6月3日法律第5 1号)により、附則第14条の扶助料の年額に係る加算の特例に 記載の「18歳以上20歳未満の子にあっては重度障害の状態に ある者に限る」が削除されることから、条例においても同様に削 除する。(附則(昭和51年函館市条例第37号)第3条)
- エ 民法改正による恩給法等の適用に関する経過措置があることから,条例においても同様の経過措置を設ける。(改正附則)

# (3) 条例の施行期日

令和4年4月1日

#### 函館市恩給条例 新旧対照表【第1条関係】

現 行

(恩給権の処分禁止)

- 第8条 恩給を受ける権利は、これを譲渡し、または担保に供することはできない。<u>ただし、株式会社日本政策金融公庫および別に法令で指定された金融機関に担保に供する場合は、この限りでない。</u>
- 2 (略)

(子及び孫の扶助料受給の要件)

第38条 東員又は東員であつた者の死亡当時 20歳未満の子又は孫にあつては、まだ婚姻 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の 事情にある場合を含む。以下同じ。)してい ない場合に限り、20歳以上の子又は孫にあつ ては、東員又は東員であつた者の死亡当時か ら引き続き重度障害の状態で生活資料を得 るみちがないときに限り扶助料を給する。

(扶助料を受ける権利の喪失事由)

- 第40条 扶助料を受ける権利を有する者が次の各号の<u>一に</u>該当するときは、その扶助料を受ける権利を失う。
  - (1) (略)
  - (2) 婚姻したとき<u>又は</u>養子縁組により遺族以外のものの養子となつたとき。
  - (3)子<u>又は</u>孫(重度障害の状態で生活資料を 得るみちがない者を除く。)が<u>20歳</u>に達し たとき。
  - (4) (略)
- 2 (略)

改正案

(恩給権の処分禁止)

第8条 恩給を受ける権利は、これを譲渡し、 または担保に供することはできない。

2 (略)

(子および孫の扶助料受給の要件)

第38条 更員または吏員であつた者の子また は孫の扶助料は、当該子もしくは孫が当該吏 員もしくは吏員であつた者の死亡当時18 歳未満である場合または当該子もしくは孫 が当該吏員もしくは吏員であつた者の死亡 当時18歳以上であつて当該死亡時から引 き続き重度障害の状態で生活資料を得るみ ちがない場合に給する。

(扶助料を受ける権利の喪失事由)

- 第40条 扶助料を受ける権利を有する者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは,その扶助料を受ける権利を失う。
  - (1) (略)
  - (2) 婚姻したとき<u>または</u>養子縁組により遺族 以外の者の養子となつたとき。
  - (3) 子<u>または</u>孫(重度障害の状態で生活資料 を得るみちがない者を除く。) が<u>18歳</u>に達 したとき。
  - (4) (略)
- 2 (略)

# 函館市恩給条例等の一部を改正する条例(昭和51年函館市条例第37号) 新旧対照表【第2条関係】

現 行 改正案 附 則 附則 (扶助料の年額に係る加算の特例) (扶助料の年額に係る加算の特例) 第3条 函館市恩給条例第39条第1項第1号 第3条 函館市恩給条例第39条第1項第1号 に規定する扶助料を受ける者が妻であつて, に規定する扶助料を受ける者が妻であつて, その妻が次の各号の一に該当する場合には, その妻が次の各号のいずれかに該当する場 その年額に、当該各号に掲げる額を加えるも 合には、その年額に、当該各号に定める額を のとする。 加えるものとする。 (1) 扶養遺族(函館市恩給条例第39条第3項 (1) 扶養遺族(函館市恩給条例第39条第3項 に規定する扶養遺族をいう。)である子(18 に規定する扶養遺族をいう。次号において 同じ。) である子が2人以上ある場合 26 歳以上20歳未満の子にあつては重度障害 万7,500円 の状態にある者に限る。)が2人以上ある 場合 26万7,500円 (2) 扶養遺族である子(前号に規定する子に (2) 扶養遺族である子が1人ある場合 15万 限る。) が1人ある場合 15万2,800円 2,800円 (3) (略) (3) (略) 2 · 3 (略) 2 · 3 (略)

# 6 包括外部監査契約の締結について

(1) 包括外部監査契約の締結 地方自治法第252条の36第1項の規定により次の内容で,包括 外部監査契約を締結したい。

(2) 契約の内容

ア 契約の目的

当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告

イ 契約の期間の始期 令和4年4月1日

ウ 契約の金額

11,000,000円を上限とする額

エ 契約の相手方

住所 函館市神山3丁目31番13号

氏名 大石俊彦

資格 税理士